

## 会員の慶弔に関する申し合わせ事項 （運用手順）

令和4年1月5日

### I 会員に対する慶事関係

1. 本会の正会員の結婚に際して、施設連絡責任者あるいは会員本人が慶事連絡票を提出することにより、会長名で当該会員宛への祝電を依頼することができる。
2. その他の取り決めは、組織運営規程第56条～第59条の規定による。

### II 会員に対する弔慰関係

1. 本会の正会員が死亡した場合  
葬儀に際しては、会長名で生花一对と香典（10,000円）を送り、役員が告別式等に参列して弔慰をあらわす（日臨技へ連絡した場合は、日臨技からは弔電が送られる）。  
\*生花一对は各葬儀に相応したものとし、金額は定めない
2. 会員の親族（血族1親等および同居姻族1親等）が死亡した場合  
葬儀に際しては、会長名で該当宛への弔電を送り、弔慰をあらわす。
3. その他の取り決めは、組織運営規程第56条～第59条の規定による。

#### 【運用手順】

##### 1. 結婚などの祝事の場合

祝電を希望する場合、1週間前までに、施設連絡責任者あるいは会員本人が慶事連絡票を技師会事務所にメールあるいはFAXにて送信して下さい。

##### 2. 会員に関する弔慰関係

本会の正会員が死亡した場合

施設連絡責任者の方は速やかに技師会事務所に電話連絡または訃報連絡票を送信して下さい。事務所で内容確認後、対応します。

会員の親族（親、配偶者、子供）の死亡の場合

葬儀に際して会長名で弔電を送ることができます。希望する場合は本人または施設連絡責任者より訃報連絡票を技師会事務所に送付して下さい。

\*いずれの場合も事務所開所時間に留意し、できるだけ余裕を持って依頼して下さい。

技師会事務所開所時間：月曜日から金曜日 10時から16時

\*事務所で内容確認後、対応の可否を返信します。時間的に余裕がない場合、処理が間に合わない場合もありますのでご了承ください。

《時間的に余裕が無い場合》

会員本人、あるいは施設連絡責任者等により上記事務所での対応を代行する事も可能です。その場合、後日費用を請求していただけます（領収書が必要です）。

\*祝電・弔電とも2,000円以内として下さい。

公益社団法人愛知県臨床検査技師会事務所

E-mail: aamt@aichi-amt.or.jp

FAX: 052-586-5680

TEL: 052-581-1013